

現代の社会においては、役務（サービス）を提供するという形態の取引が多様化し、その重要性が増している。中でもインターネットやコンピュータの普及により、社会におけるITサービスは、あらゆる事業の展開に欠かせない要素となっている。しかし、その一方でIT契約をめぐる紛争もまた後を絶たない。そこで、とくに法的な争いに発展するケースの多いシステム開発契約について、トラブルの現状と課題を考え

## システム開発契約の現状と課題

る契約である。システム開発では実際に作業を開始してみなければわからない不確定事項が多く、開発プロセスの進行中に仕様変更が生じることも珍しくない。契約内容をめぐってシステムの完成・未完成や欠陥の有無、開発の頓挫や遅れなどが問題となり、報酬支払いや損害賠償などを求めて争われる場合が多い。

システム開発契約では、ベンダーがユーザーの要求を確認したうえでシステムの仕様を決定し、ユーザーに必要な情報をベンダーに提供するという共同作業で開発が進められるのが一般的である。そのような性質から、契約の進行中におい

がユーザーの協力義務違反を原因とするとして、ユーザーの責任を全面的に認める判断がなされたケースもある。予期せぬトラブルを避けるためには、お互いの責任内容や役割分担を明確にすることが望ましい。

周知のように、契約に関するルールを中心とした民法（債権関係）の改正が、昨年5月26日に成立した（この改正法は2020年4月1日に施行されることが決定されている）。システム開発契約は請負契約ないし準委任契約とされる場合が多いが、この改正の影響は、これらの契約類型についても及ぶ。民法の改正を受けて今後、ベンダー側を中心に契約書や契約条項の見直しに向けた動きが本格化することが予想される。

しかし、あらゆる事情を詳細に合意しておくことには限界があり、またベンダーのプロジェクト・マネジメント義務や、ユーザーの協力義務の内容は、契約書の文言等によって一義的に決まるものではない。システム開発という仕事の専門性の高さから、当事者の属性や経験・知識の非対称性などを考慮して、事案ごとの判断がなされることになる。契約の締結前から履行段階を通して、当事者が互いに契約目的の達成に向けた「協働」関係を構築し、維持する努力が重要であることを改めて確認しておきたい。

# ユーザーとベンダーの「協働」関係構築を

てみたい。

まずシステム開発契約とは、ソフトウェアなどのコンピュータシステムの開発を目的とし、注文者であるユーザーと開発者であるベンダーとの間で締結され



名古屋経済大学法学部准教授

永岩 慧子

ても、ベンダーはユーザーに必要な説明を行い、適宜修正や調整を行うという、プロジェクト・マネジメント義務を負うと解されている。

一方でユーザーもまた、ベンダーに丸投げするのではなく、必要な協力を求められたときは、これに応じた一定の役割を果たすことが必要となる。システム開発が頓挫した際、どこにその責任があるかということが問題となるが、これまでに開発プロジェクトの頓挫

ながいわ・けいこ 民法。広島大学大学院社会科学研究所博士課程後期修了。1989年生まれ。

